

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金 キッチンカー確認票（第7期）

※キッチンカーを店舗に準ずる取扱いとするため、原則、車両1台につき1申請となります。

【確認の手順】

キッチンカーについては、通常の店舗と営業形態が異なるため、事業者が仙台市に協力金の申請を行う際には、事前に本確認票で下記の項目について確認をさせていただきます。

- ①キッチンカー事業者が協力金の申請を行う場合には、事前に県（富県宮城推進室）に本確認票及び添付資料を提出いただきます。
- ②県は確認票及び添付資料をもとに、従来の営業形態や要請への協力状況等を確認し、協力金の支給要件の有無を判断し、仙台市に連絡します。
- ③支給要件を満たす場合には、キッチンカー事業者が仙台市に申請し、仙台市から事業者に対し協力金を支給します。

	項目	回答欄
1	事業社（者）名	
2	代表者名	
3	連絡先電話番号	
4	事業社（者）の住所	
5	開業日	年 月 日
6	飲食店営業許可書番号	
7	車両ナンバー	
8	従前の営業時間 ※従前から、午前5時から午後9時までの時間の範囲内で営業している店舗は対象外となります。なお、午後8時以降に酒類の提供を行っている場合は酒類の提供を午後8時までに短縮していただく必要があります。	: ~ :
9	要請期間中の出店計画（日時・期間、場所） ※要請期間中の午後9時から午前5時までの時間に対象区域に出店を計画していない場合は対象外となります。 ※今期の対象区域は「仙台市青葉区」です。	日時・期間： 場所（住所）：
10	事前確認のための提出書類 ※仙台市に申請する際には、別途、仙台市が定める資料の提出が必要となります。	<input type="checkbox"/> 従前、午後9時以降に営業していたことがわかる書類 <input type="checkbox"/> 要請期間の午後9時から午前5時までの間、対象区域で出店する予定であったことが確認できる資料（道路占有許可、使用許可等により常設され施設性を有することが確認できるもの） <input type="checkbox"/> 営業形態がわかる写真等（使用権限を有するテーブルやイスを備えた飲食スペースがあることが確認できるもの） ※飲食スペースを有さず、テイクアウトや物販店舗と同様と判断される場合には対象外となります。 <input type="checkbox"/> 従前、午後8時以降に酒類を提供していることがわかる資料

【問い合わせ先】 宮城県経済商工観光部富県宮城推進室

TEL: 022-211-2792 FAX: 022-211-2719

メール: fukensuis@pref.miyagi.lg.jp